

答 申

第 1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）において、特定した公文書のうち、全体を非開示とした別紙に掲げる文書については、改めて非開示情報を特定した上で、当該部分を除き、開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和 2 年 4 月 21 日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成 8 年岡山県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、次の（1）及び（2）に掲げる公文書の開示請求を行った。

（1）県道〇〇〇〇線の道路計画において、既存の市道と接続する特定の地点について、県は何と名付けて協議しているのか、協議資料とともに開示願いたい。（例えば市道の一部とか。〇〇県民局における当該地点の認識について。）

（2）岡山県において「交差点」について定めている行政文書等があれば、資料とともに開示願いたい。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「交差点に関する公文書」と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和 2 年 4 月 28 日付けで審査請求人に通知した。

3 本件処分において実施機関が非開示とした部分及び非開示とした理由は、次表に掲げるものであった。

非開示部分	非開示理由
上記 1（1）の文書のうち令和〇年度以降の協議資料及び協議録	条例第 7 条第 5 号に該当 令和〇年度以降の文書は内部の検討に関する情報であって、公にすることにより不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであるため非開示とする。
上記 1（2）の文書の全て	請求のあった公文書は存在しない。

4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 2 年 7 月 21 日付けで、実施機関に対して審査請求を行っ

た。

- 5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和2年10月23日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

- ・請求項目の（1）について  
条例第7条第5号に該当しない。
- ・請求項目の（2）について  
公文書は存在しないと通知されたが、文書はあるはずである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、上記第2の1の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

##### （1）について

開示請求書において示した、計画県道と市道が交差する特定の地点について、県道事業の責任者から「交差点ではない」との発言があった。この交差部分についての県の認識を情報公開願いたい。

##### （2）について

岡山県が道路事業を行うに当たって、交差点と位置付けて事業を行うことはあろうと思う。岡山県はいかなるものを交差点というのか、情報公開願いたい。「交差点とは」が理解できる文書で十分である。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、第3の2に対応した項目ごとに、おおむね次のとおりである。

##### （1）について

対象となる公文書は、開示請求書に記載された特定の地点における関係機関との協議録及び協議資料と特定した。

当該地点については、地元要望を受け令和〇年度から修正設計に着手していることから、対象となる公文書のうち、令和〇年度以降の関係機関との協議録及び協議資料は、県の機関、他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより検討段階の未確定な情報を地元関係者に示すこととなり、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとして、条例第7条第5号に該当すると判断した。

##### （2）について

対象となる公文書は作成しておらず、保有していないため非開示決定を行った。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1（1）及び（2）に掲げる公文書である。

### 2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～四 略

五 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六～七 略

また、条例第8条は、公文書の一部開示について次のように定めている。

（公文書の一部開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 略

### 3 条例第7条第5号の該当性について

請求対象文書のうち、実施機関が非開示とした、令和〇年度以降の協議録及び協議資料に関して、実施機関は、検討段階の未確定な情報を地元関係者に示すこととなり、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとして、条例第7条第5号に該当すると判断したと説明している。

一方、審査請求人は、条例第7条第5号に該当しないと主張している。

審査会において、インカメラにより当該文書を見分し、記録された情報に関する条例第7条第5号の該当性について審査した。

その結果、当該文書を構成する記録には、実施機関の主張のとおり条例第7条第5号に該当する可能性のある部分が認められたものの、案件の名称、開催日時、会議の場所、出席者の氏名及び当事者同士の了解事項に関する一般的な記述等、同号への該当性が認められない部分を含むものであった。

条例第8条第1項本文においては、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記

録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示することを、実施機関に義務付けている。

同項ただし書では、非開示情報を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、文書の全体を非開示とすることができる旨が定められているが、上述の、明らかに非開示情報に当たらないと認められる部分に関しては、非開示情報に当たる可能性のあるその余の部分を区分して除外したとしても、なお有意な情報であることが認められた。

このため、実施機関が、本件対象公文書であると特定しながら非開示情報が含まれていると判断し、その全体を非開示とした、別紙に掲げる公文書については、非開示情報に当たる部分を区分した上で、当該部分を除き、開示すべきであると認められる。

#### 4 文書の特定の妥当性について

実施機関は、一般的な交差点の定義以外に岡山県が交差点の定義を定めたものは存在しないと説明しており、審査請求人は、存在すると信じている旨を主張している。

この点につき審査したところ、実施機関の説明は、不自然なものではなく、岡山県において「交差点」について定めている行政文書等を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### 5 結論

以上により、実施機関が行った本件処分のうち、実施機関が別紙に掲げる公文書の全体を非開示とした部分については、当該公文書のうち非開示情報に当たる部分を区分した上で、当該部分を除き、当該公文書を開示すべきであると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

#### 第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年10月23日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年11月20日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和2年12月18日 (審査会第2回)	審査請求人及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和3年1月22日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和3年2月18日	

(審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和3年3月2日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 「吉備の杜」推進室長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。

(別紙)

- 1 協議報告書（令和〇年〇月〇日に〇〇支所建設課において開催された協議に係るもの。同報告書に添付された資料のうち該当の記述があるものを含む。）
- 2 協議報告書（令和〇年〇月〇日に〇〇警察署において、同月〇日に管制センターにおいて、それぞれ開催された協議に係るもの。）